

～ お申込みに必要な書類 ～

	☑	法 人		個 人	
		提出書類	注意事項	提出書類	注意事項
1	<input type="checkbox"/>	産業融資申込書	区ホームページからダウンロードできます	産業融資申込書	区ホームページからダウンロードできます
2	<input type="checkbox"/>	情報提供に関する同意書	小口資金融資（特例含む）を申請される場合のみ ※金融機関持込の場合は不要	情報提供に関する同意書	小口資金融資（特例含む）を申請される場合のみ ※金融機関持込の場合は不要
3	<input type="checkbox"/>	借換同意及び誓約書	借換資金融資、小口借換特例を申請される場合のみ	借換同意及び誓約書	借換資金融資、小口借換特例を申請される場合のみ
4	<input type="checkbox"/>	法人税確定申告書及び決算書一式 （全ページのコピー） ※直近2期分	税務署受領印のあるもの ※電子申告の場合、受領印に代えて、メール詳細等、税務署発行の受領を証明する文書を添付すること	所得税確定申告書及び決算書一式 （全ページのコピー） ※直近2年分	税務署受領印のあるもの ※電子申告の場合、受領印に代えて、メール詳細等、税務署発行の受領を証明する文書を添付すること
5	<input type="checkbox"/>	法人住民税の領収書 （コピー） または 納税証明書（原本） ※非課税の場合も必要	上記4の決算期2期分と一致するもの ※確定申告の期限を延長したことにより課税額が確定していない、または納税期限未到来の場合、期限延長の申請書類のコピーを添付すること	事業主の個人住民税領収書（コピー） または 納税証明書（原本） ※非課税の場合は「非課税証明書」	平成28年度1年分及び平成29年度最新納期到来分まで ※普通徴収の場合、納期はそれぞれ6月、8月、10月、1月の末日 ※区外在住の方は板橋区に納付した事業所課税（均等割）の領収書または納税証明書
				軽自動車税の領収書（コピー） または 納税証明書（原本）	直近1年度分 ※対象となる車両を所有していない場合は不要 ※減免の場合は「減免決定通知書」コピーが必要
6	<input type="checkbox"/>	法人実印の印鑑証明書（原本）	発行後3か月以内の最新のもの	事業主の印鑑証明書（原本）	発行後3か月以内の最新のもの
7	<input type="checkbox"/>	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（原本）	発行後3か月以内の最新のもの	/	
8	<input type="checkbox"/>	営業許可証・開設届・資格取得証明書 等のコピー（許認可や資格が必要な業種のみ）			
9	<input type="checkbox"/>	設備資金を申請される場合のみ「見積書」（コピー可） ① 納品場所として板橋区内の事業所住所が明記されているもの（車両の場合は不要） ② 見積業者の押印のあるもの ③ 有効期限内のもの（有効期限の記載のないものについては発行後1か月以内のもの） ④ 件名が「見積書」となっているもの（注文書・請求書等は不可） ※原則として、 申込前に契約行為があった場合 、自己資金で対応可能とみなせるため、 融資の対象となりません。 ※支払い方法を 割賦とした場合 、 融資の対象となりません。 ※業務用車両の購入について、 必要以上の高級車や業務と無関係な装備を追加した車は、融資対象外となります。 （例えば、改造車・4WD車は業務上必要があると認められる場合を除き、融資の対象となりません。）自動車3税（自動車税・取得税・重量税）はあっせん対象金額から除外されます。 ※融資対象の 設備設置場所は区内に限ります。 区外の工場や店舗の設備増強・修繕工事等は対象となりません。 ※建物修繕や外壁工事において、その一部を自己の居住の用に供している場合、見積書の総額を床面積で按分することがあります。その場合、各床面積を確認できる書類（登記簿謄本のコピー等）を添付してください。 ※土地建物の取得費用は、融資対象ではありません。不動産事業主でも認められません。			
10	<input type="checkbox"/>	ものづくり設備資金融資を申請される場合は、対象業種を営んでいることを証明する書類（詳細は区ホームページ） 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			
11	<input type="checkbox"/>	利子補給優遇を申請される場合は、優遇事由を証明する書類（詳しくは次ページ） 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			

（注1） 3～9の書類は、産業融資あっせん書とともにご指定の金融機関あてに郵送します。

（注2） 区、金融機関または東京信用保証協会より、必要に応じて上記以外の書類を求められることがあります。

（注3） NPO 法人の方が申し込むときは別途事業報告書等が必要になります。